

第一百五十九回
參議院農林水產委員

平成十二年十一月七日(火曜日)

午前九時四十一分開会

委員の異動

十二月六日	辭任 入澤 肇君	辭任 入澤 肇君
山崎	正昭君	正昭君
正昭君	肇君	肇君
谷林	正昭君	鶴保 庸介君
佐藤	正俊君	正昭君
若林	正昭君	正昭君
谷林	正昭君	正昭君
正昭君	正昭君	正昭君
佐藤	昭郎君	昭郎君
昭郎君	昭郎君	昭郎君
中島	啓雄君	肇君
笙野	貞子君	肇君
佐藤	昭郎君	肇君
肇君	肇君	肇君

出席者は左のとおり。

理事

委員

口蹄疫については人に絶対感染しないんだと、こう言われておりましたが、しかし国内で発売されている主要な辞典ではほとんどが人に感染する場合もあるというようなことで、そういう記述が非常に多いと思う。これを直していただきたいと、これはやっぱり口蹄疫に対する国民の理解と、いうものが大きく間違つて、風評被害その他で大きな被害になる可能性があるからそれは直していただきたいということを言つておりますが、それについてはどのようなことを農林省として対策としてやつたのか、まず御報告いただきたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) お話をございまして、私どもも、全部といふわけじゃありませんが、主要なそういういわゆる辞典といいますか、そういうものを見ましたところ、お話をのような記載がございましたので、これは適当じゃないだろうと、いうことで主要なところに申し入れを行いましたところ、やはり検討していただけまして、次に版

う質問をしました。
幸い、本件に関しては、本別町が、あとの二分の一について町が負担してやるということで、町の犠牲と言つたら悪いんですが、理解のもとでこれが解決されました。しかし、これからはもう二度と起ここっちゃいけないが、起きたら、非常に環境が違つてるので、やっぱり現在の環境に合わせて法を改正すべきだと思うんですが、規模が大き拡大したことについて今回の改正ではそれをどう見ているのか。

それから、もう一つ大きく環境が変わつたのは、交通体系が当時とは雲泥の差がある。高速化して大量化している。ですから、防疫体制も、馬や牛で物を運んだり、歩いて運んだりしている当時に制定されたものと、現在のこういう交通の状況で防疫体制をどうするかということは、その機動性、規模からいつても大きく変えなければなりません。

私は、この二点について今回の法改正でどのように

○委員長(太田豊秋君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

を改める際に適切な表現にしたいというようなことを、表現はそれぞれ会社によつて違いますけれども、おおむねそういう御返事をいただいているところでございます。

ですから、我が国におけるこういう分析手法だと情報の集積だとかというものを抜本的に見直さなきやならないと思いますが、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(樋口久俊君) 二つ御理解をいただきたいと思います。

イギリスに送りましたというのは、実はここが世界のそういう、何といいますか、協定上確認をする機関だということになつて、通常いろんな情報とか試料はすべてそこに送るということがルールになつておりますものですからやつたというところでございまして、私どもはそれに従つてやつたわけでございまして、決して逃れているわけじゃございませんが、そういう前提があつたということはひとつ御承知をいただきたいと思います。

それからもう一つ、このウイルス、大変怖いといいますか、そういうものでございますので、もし検査をする場合にはかなりきちっとした施設なり器具を用意しまして、それらが外に出でいかない、散逸をしないという、そういう条件をつくらないといけないということがあります。そういうことから、実は一ヵ所だけしか我が国ではつくつていなかつた。正直言いますと、それをつくるときも大変、周りからそんなの要らないんじやないか、何で危ないものが来るんだと大変もめたという経緯もござりますけれども、今にして思えばつくつておいてよかつたなと……

○中川義雄君 これまでのことはいいから、今後のこと話をください。

○政府参考人(樋口久俊君) はい。

それで、そういう施設を実はやはり一つではどうも十分じやなかろうということはおつしやるとおりでござりますので、もう一ヵ所整備をしまし、それから一番手間暇食いましたのは、やはりたくさんの試料を人間の手で分析する、そうしますと、継続的にやるものですから疲労が出てきたり、狭いところで作業をやるものですから能率も落ちてくるというようなことがございますので、幾つかの必要な機器を整備する。それから、

やはり日ごろから少しそういう面の情報なり知見についてきっちりとしたものを整備していかないといけないんじやないかということで、検査診断体制を整備するということで対応していくかと思つておるところでございます。

○中川義雄君 先ほど局長が説明されたように、はつきりと確定はしていないが、いわゆる粗飼料ではないのかという予想が出てきた。しかし農家としては、やっぱり外国から粗飼料を輸入している実態は今日も変わっておりませんから、大変不安を持っておいでございまして、この輸入のときの検査体制、これをどのようにしていくのか、ここで示していただきたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) 現在、検疫の体制としましては、横浜が本所でございまして、主要な空港、海港に出先の機関を置きまして、全体として七十カ所余りで輸入が行われるということになりますけれども、これは一つは、今回改正された後は指定検疫物等に指定ができるわけでございますが、そこで示していただきたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) 現在、検疫の体制としましては、横浜が本所でございまして、主要な空港、海港に出先の機関を置きまして、全体として七十カ所余りで輸入が行われるということになりますけれども、これは一つは、今回改正された後は指定検疫物等に指定ができるわけでございますが、そこで示していただきたいと思います。

輸入される時点で、例えばそれがどうも、何といいますか、飼料を使われて危ないんではないかというときは、それは必要な検査ができるということがありますし、国内に入りましてもそういうことがあつたとすれば、それは各県あるいはいろんな防疫対策の職員等と緊密な連絡を取りながら対応していくことになろうかと思つております。

特に、海外から入ってきますものの指定検疫物とならないものでも私どもはやらないというわけではなくて、それについての目配りができるようになりますし、これはちゃんとやっていかないといけないであります。

○中川義雄君 麦わらだと稻わらだと、粗飼料としてきちんと指定されていて、それが当然の検疫体制の中で入つてくる、これはもう大体心配はなくなつたと思うんです。

問題は、いろんな輸入の方策がとられていま

す。特に副産物として入つてくる場合が非常に多くあります。例えば、果物を輸入したときにバナナの葉だとか何かが大量に入つてきて、これが集荷され粗飼料として流通されているなんというこ

とも、私は見たわけじゃありませんから、それは

聞いた話なんですかけれども、そういう形で入

ついたものが、捨てるのがもつたないから粗

飼料として横へ流れているというような話も聞く

んですよ。これは見たわけじゃないですから確認はしていませんが、そういうことが全然ないのか

どうなのか、そういう可能性があるとしたらこういう問題に対してもどう対処していくのか、それ

を示していただきたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) 二つあると思います。

輸入される時点で、例えそれがどうも、何とい

うますか、飼料を使われて危ないんではないか

というときは、それは必要な検査ができるよう

ことがありますし、国内に入りましても

そういうことがあつたとすれば、それは各県ある

いはいろんな防疫対策の職員等と緊密な連絡をと

りながら対応していくことになろうかと思つております。

特に、海外から入ってきますものの指定検疫物

とならないものでも私どもはやらないというわけ

ではなくて、それについての目配りができるよう

になりますし、これはちゃんとやっていかないといけないであります。

○中川義雄君 当該農家は、そういうことになり

ますと、台湾産の稻わらも使つていたわけです。

台湾産の稻わらが主な疑いを持つたルートだと思つたからそういう形を、私の調べたのでは中国産

の稻わらは直接使つていないという話です。

台湾産の稻わらが主な疑いを持つたルートだと思つたからそういう形を、私の調べたのでは中国産

の稻わらは直接使つていないという話です。</

えていただいて、先生の言葉を拝借いたしますと、何かもやもやつとしてわからなかつたというようなことをむしろきちつと確認できるような権限を与えていただこうというのが改正事項の一つとして盛り込まれているところでござります。

○中川義雄君 東アジアと非常に道筋子的には見るとよく似たものだということで、そこでちょっと心配になるのは、東アジアの地域から粗飼料じやなくて飼料も輸入されているんですね、例えばコウリヤンなどというものが。この飼料には全然疑

いがないのか。今回の対策ではコウリヤンなどの飼料に対するものは何も出てきていませんが、飼料を疑いないと、そういうふうにみなしめた根拠などを示していただきかなないと、やっぱり農家は、原因がきちっとはつきりしていないのですから、飼料などというのはもつと稻わらより、まさに胃袋に入ってしまうのですから、それが全然何でもないのかどうか、その辺を明らかにしていただきたいたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) 幾つかござりますが、二つ主なものを御紹介しておきたいと思います。

一つは、これは国際的にどういうものを検疫対象にするかといういわばコードみたいなものがございまして、それで、わらの場合はどういうふうな基準で輸入をしなさい、あるいはそれを満たしていない場合は安全ですよという基準がございますが、これはちよつと私の推測になつて申しわけないんですが、それども、穀物でそういう口蹄疫が移動したということが恐らくなっているともあろうかと思いますが、穀物についてはそういう基準といいますか、どういうことで輸入のときに制約を受けるかというのがつくられていない、国際的に。現にそれに乗つて移動したという記録も私どもの知りませんが、では今のところないというの有一点でござります。そういうルールがない。

それからもう一つは、これは穀物、特にトウモロコシなんかの栽培については先生の方がむしろ現場を御承知でございますけれども、栽培され

○中川義雄君 今回の事件で大変私たちが、酷農・畜産の本場みたいなところで発生したものですから、そこで大きな要請が来たのがちょうど授精の中だつたんですね。そうすると、授精ができるないと言うんですよ。僕は、あの衛生の専門家でマスクしてきちつとしてやつてある、えさは何でもないけれども授精をする作業はだめだというのは、どうも科学的に理解できないんですよ。これはもう時を逸する、御承知のように酪農なんかは子をはらまぬと牛乳が出てこないわけですから、その一定の期間中に特定の地域内では授精作業をやつちやいけないという強力な指示が出たと言ふんですけれども、これは産地にとつてはもう、今回比較的短くて済んだから被害は最低限に抑えることができましたが、これが何区かに拡大しているようなとき長期間にわたつて授精行為をしちゃいけないという、そういうことになつて

たた 今回の 何といいますか 移動制限地帯 内でとにかく万全を期すために人が農場間を移動することはできるだけ避けるという見地から人工授精師の方も移動を禁止したということの実態を眺めてまして、例えばどういう制限にしたらいいかというのは、冒頭お話をしましたように、もう一回マニユアルを見直す必要があるんじやなかろうかということは私どもも幾つかござります、課題が。

その中の一つにこれも対象になつてゐるわけでございますが、ただ、一律に人工授精師と獣医師であれば勝手に歩いていいというのもまたややこれは極端な話でございますので、一体どういう条件のもとにどういう人が移動制限地域内であつても動けるだらうかということは、今回の経験を踏まえてもう一度見直そうじゃないかと。まさに冒頭お話があつたような距離の話とか等を含めて幾

これに要するかに詰つて、これが最後になりますが、大臣、今回また粗飼料が主なる問題だということで、粗飼料を何とか国内産で賄つた方がいいという、そういう雰囲気が非常に高まつてきてるわけですね。ですから、今までの基本法では自給率の向上、特に畜産物については飼料は海外から輸入しているのがほとんどです。ですから、自給率という意味では畜産・酪農というのは非常に弱い立場にあります。しかし、せめて粗飼料ぐらいは国内産で自賄いしたらいいという、そういう機運が出てきております。例えば本田の転作に当たっては、えさ米をどうつくるかといったような話も出ておりますから、これは基本的に大臣として、この粗飼料を自賄いする、その姿勢について大臣の、最後ですが、何というか、基本的な姿勢みたいなものを明らかにしていただきたいと思います。

いるときは殻の中に入っているわけですね、粒が。したがって、栽培の時点で粒に触れるといいますか、そういう接触は考えられないだろうと。そうしますと、機械なんかでさつと収穫をしていって、すぐ例えれば倉庫なりに集荷されて、そのまま管理をされて出荷されてくるということで、例えば牧草なんかが刈り取られて一定の期間放置をされましてさらされると、いうのとは相当違うということもあるんじやないかと。そういうこともありまして国際的にもそれは対象にしないというところになつておりますし、それから、そういう意見もないのでそれがアウトと言うには、かなり、私どもの方で実は国際的には危ないとということを科学的に論証しないとなかなか相手に対してこれはアウトと証明できないわけでござりますので、その辺のことは御理解いただきたいと思いますが。

まだどういうものであるかということが原因究明に至つていらないということは事実でございますので、いろんな可能性、これはもう絶対大丈夫だというふうに予断を持つわけじゃないで、こういうことも含めて今後きちつとした研究を続けていかなハとハケナハとは思つております。

す。
○政府参考人(樋口久俊君) お答え申し上げま
きたいと思います。
その点について今後の方針等を知らせていただ
きたいと思います。
思うんです、えさは大丈夫で。
作業までだめだなんというのは全く非科学的だと
いわる作業まで何で、えさは大丈夫だけれども授精
点は本当の専門家の獣医さんだと何かがやつて
しまうと、本当に翌年の酪農・畜産そのものに、
その地域全体に影響を与えることですから、この

○中川義雄君 これは局長、私、行つて見てきて
知つていますから。当該農家に一步足を入れた
ら、それはもう出ることさえできないうらい厳し
い、これはいいんです。

しかし、それから、ある程度、移動制限地域と
いうのはかなり自由に本当は動いているんですよ。夜なんかほんとんど自動車なんかほんほんほん
ぼん動いているんですよ。これまた、夜中も全部
制限してなんということをある広範な地域ででき
る可能性はないですから、今局長のマニュアル
にそういうふうに載っているというのを聞くと何
となく違和感、もう現実と全然違うなと。獣医さ
んが、専門家の知識を持つている人が自分で防除
態勢をしながらやるなんというのは当然のことで
すから、危険地域になればなるほど逆にそういう
注意をするわけですから、そういうマニュアルは
現実性がないからやつぱり外していただきたい、
これは要望だけ言つておく。

最後になりますが、大臣、今回また粗飼料が主
要な問題だということで、粗飼料を何とか国内産
で賄つた方がいいという、そういう雰囲気が非常
に高まつてきているわけですね。ですから、今度
の基本法では自給率の向上、特に畜産物について
は飼料は海外から輸入しているのがほとんどで
す。ですから、自給率という意味では畜産・酪農
というのは非常に弱い立場にあります。しかし、
せめて粗飼料ぐらいは国内産で自賄いしたらい
という、そういう機運が出てきております。

例えは水田の転作に当たっては、えさ米をどう
つくるかといったような話も出ておりますから、
これは基本的に大臣として、この粗飼料を自賄い
する、その姿勢について大臣の、最後ですが、何
というか、基本的な姿勢みたいなものを明らかに
していただきたいと思います。

ありますけれども、明らかにDNAの鑑定上口蹄疫だと確認される部分が発見されればこれはもう患畜と、そういう診断の仕方で区分して扱つたというところでございます。

○小川勝也君 先ほど水際の話が出ました。今の現状を考えますと、国内産といわゆる輸入物との飼料にしても敷きわら材にしても、内外価格差が激しいわけでありまして、すべての国からの輸入をストップするというわけにはいかないと思います。

その中で、技術的なお話をありますけれども、そのわら等のいわゆる洗浄といいますか、消毒といいますか防疫といいますか、ホルマリンを使うなどといわゆる蒸熱を使う、あるいは乾熱を使うなど、さまざまな方法があると思いますけれども、それぞれの簡単な説明と、メリットやデメリットについてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) 口蹄疫の病原体は、殺菌といいますか、殺してしまう方法は幾つかございますけれども、わらとかあるいは牧草、そういうものについているものということで、国際機関であります国際獣疫事務局、これはOIEでございますが、そこが定めました基準がございます。そこでは、口蹄疫の侵入を防止するために相手国に要求できる条件として二つ、いずれかが定められているわけでございます。

一つの方法は、密閉された容器の中で十分間に上、最低八十度Cの蒸気にさらすといいますか、そういう処理をすることといたことでござります。もう一つは、密閉容器内で、三五%から四〇%の容液から生成をしましたホルマリン蒸気、これに八時間の間、最低十九度Cでさらすという、いずれかで相手国に要求できるということになつてゐるわけでございます。

一言で言いますと、私どもは前者の方を蒸熱消毒などという言葉で言つておりますし、後者の方をホルマリン消毒というような言葉で今回の場合あらわしているわけでございますが、その違い、もちろん当然方法が今お話ししたような違ひがござります。

ざいますが、どういうふうにじゃ実際対応すると

き違うかといいますと、ホルマリンガスで実施をした場合には、実際問題としてこれは家畜がほとんど食わないこと。やはり何らかの形で変性があるんじやないかと思われますが、実態として食わないと、逆に蒸熱処理でございますから水分がふえちゃうと。したがつて改めてその水分をどう扱うかということをやらないといけない。自分の手間暇といいますか、何らかの負担がかかるんじやないかということをございまして、それが今お話をしました二つの、逆から言いますと長所でありますけれども、ストレートに言いますと短所ということになろうかと思っております。

○小川勝也君 今回、九十二年ぶりに口蹄疫が発生をして、これは今のやりとりでもわかるとおり、政府でも原因が究明できないぐらいの話でありますし、自分が飼っている牛の中での牛がかかるかというのも、これ運を天に任せのような話でありますし、どうして疑似患畜に指定されたか

といふと、今言いましたようにウイルスの遺伝子の断片が発見されたと、こういう理由であります。

そんな中で今この法改正をするということであれば、本来そのウイルスの特性であるとか伝播の仕方の特性をしっかりと把握をして、規制を強くするところは強くし、あるいは先ほど授精行為の話もありましたけれども、もう少し緩めていいんではないかというところは緩めていく、あるいは病気発生に対する備えをしっかりとしていくというこ

と、あるいはそういうことが起きたときにどういふうに動いていくのかというマニュアルをつくっていく。わからないことはわからないなりに、わかつていくなりという段階を踏むごとによつてやらなきやいけないことを挿めていく必要があるかと思います。

そんな中で、今回の改正は、わからないことがたくさんある中で、法律の内容といたしましては、通行遮断の時間のこと、それから家畜防疫員

の権能の問題、それからわらの輸入の問題であります。

その今わらの話をしておりますのでございますけれども、今回の改正で、敷きわら、えさわら等の輸入に関して安全性は向上するのでしょうか、答えていただきたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) 一つ、先生にお言葉を返す上で申しわけないんですが、今回、こういう大きな病気が発生して、関係者は一生懸命努力をしていただきまして、大きな事故にならなくておさまったことの一つに、実はこの制度ができるてやつぱり実際に起きてみた場合には反省すべき点とかそういう点があつたというのは事実でございます。したがつて、マニュアル等を全く持つてないなかつたということではございませんので、その点はひとつ御理解をいただきたいと思います。

だから、お話をしていますように、その内容においてやつぱり実際に起きてみた場合には反省すべくしておつたという実態でございます。

ただ、お話をしていますように、その内容においてやつぱり実際に起きてみた場合には反省すべくしておつたという実態でございます。

ただ、お話をしていますように、その内容においてやつぱり実際に起きてみた場合には反省すべくしておつたという実態でございます。

ただ、お話をしていますように、その内容においてやつぱり実際に起きてみた場合には反省すべくしておつたという実態でございます。

それから、わらにつきましては、冒頭からお話をいたしておりますけれども、飼料で侵入するということは実は制度として想定していなかつたと

いうことは事実でございまして、今回、例えれば水際での指定検疫物の対象にするということもそうをいたしておりますけれども、飼料で侵入するということは制度として想定していなかつたと

いうことは事実でございまして、今回、例えれば水際での指定検疫物の対象にするということもそうをいたしておりますけれども、飼料で侵入するということは制度として想定していなかつたと

いうことは事実でございまして、今回、例えれば水際での指定検疫物の対象にするということもそうをいたしておりますけれども、飼料で侵入する

ことは制度として想定していなかつたと

その発生した畜産農家に所属する家畜はすべて焼埋却処分ということがあります。北海道の本別町

の場合は規模が大きくて七百五頭という数字であります。

これは一つは、今御説明がありましたように、まだ感染のルートとか特性が解明されていないので、ある意味では仕方ないかもしれません。しかしながら、この法律ができたときには一戸の農家で七百頭の家畜を飼育するということが概念としてなかつたのではないかというふうにも思つてあります。そして、まだ原因が究明できないような、売られている飼料を自分の家畜に食べさせたら口蹄疫騒ぎになつてしまつた。ある意味でいいますと、僕はその農家の方は大きな被害者だと思うわけであります。そして、その処理が、政府から補助が出るにしろ、その農家の責任において処理をしなければならないという問題は非常にきつい問題だらうというふうに思います。

十勝に行きましたときには、いろんな畜産農家の方々から、七百五頭を焼却する立場になつてくれと、もうこんなことが今度は自分かと考えるともう酪農もやつていられない、こんな声も耳にいたしました。

安全性能が一番重要なわけですから、安全が確認できた段階で焼埋却する頭数や範囲を狭めていくということをとればいいわけでありますけれども、じゃ、ずっとその知見が強くなるいは多くなつていかなくてこのままの場合、またロシアンルーレットのように当たつた農家が全部焼却をしなきやいけないのか、こんなことを考えるわけであります。

例えば、人間が法定伝染病にかかりますと、その入院費、いわゆる病院にかかる費用は国が出します。これぐらい、決められた伝染病を指定して、そしてもしどしても焼埋却しなきやいけないという状況になつたときには国が責任を持つてそれを行うという制度が私は望ましいと思うわけでありますけれども、お考えをお伺いしたいと思います。

○小川勝也君 その部分はしっかりとやれることをやつていただくしかないと思いますので、お願いをしたいと思います。

さて、宮崎県と北海道で口蹄疫があるのは疑似患畜を含めて発生をいたしました。そんな中で、

○政務次官(三浦一水君) 家畜伝染病の発生時に、家伝法に基づきまして、患畜の殺処分等による損失に対しまして評価額の一定割合が国により手当金として支払われることになつております。その割合は、患畜が三分の一、疑似患畜が五分の四、汚染物品が五分の四ということあります。

また一方で、家畜共済制度におきまして、共済加入者は家畜の価額から当該手当金の額を差し引いた額を限度として共済金が支払われることになつております。この二つをもちまして、おおむね家畜の損失部分につきましては補てんができる仕組みが設けられております。議員御指摘があつたとおりでございます。

この点につきましては、農林省としましても、

大規模飼養家の大量な殺処分が行われた場合には、その焼埋却の費用が大変多額になります。そのことが想定されます。そういう状況で、当該農家のみで負担をする場合には経営継続に支障を生じる場合もあるというふうに考えておりまします。したがいまして、死体の適切な処理が生産者全体の利益となることを考えまして、生産者が共同して行う互助基金を創設をし、万一口蹄疫を初めとしますその他の家畜伝染病が発生しました場合には、家畜伝染病予防法に基づく措置以外の経営再開のために必要な資金について交付することにより発生農家の負担軽減を図る仕組みを検討してまいりたいと考えております。

また、今回の改正案におきましては、先ほど局長も申しましたように、都道府県の家畜防疫員みずからが家畜の焼埋却等を行うことができる規定を設けたところであります。この場合には家畜所有者の負担を求めないということでありまして、この点は大きなポイントになると考えております。

○政府参考人(樋口久俊君) 先ほどの先生の御質問といいますか御発言の中で、御説明をしておい

た方がよからうかと思われる点がございますので補足をさせていただきたいと思います。

七百五頭のうち二頭からしか見つからなかつたのに全部殺したのはどうかというような御趣旨のことかと思いますので、まさに七百五頭が殺処分の対象になつたわけでございまして、二頭は疑似患畜としたわけでございまして、現実に現場で一體じゃどういう判断をするかということで関係者が片方ではスピードを追られながら、早くやらないともう蔓延しちゃうと、片方では科学的な根拠なしにできないんではないかということで、要するに技術的な部分とスピードをあわせて関係者が相談をいたしまして、いろいろ専門家が議論し結果、一つは、同一の飼育者によって飼育をされていた農場であるということでございます。

それからもう一つは、飼料を確認しましたら、ほとんど同一の飼料が全体に使われておつたといふことが二つ目。

それから、牛舎の形態を見ますと開放牛舎でございまして、かつ近接をしておりまして、これはもうかなり、何といいますか、伝播しているといいますか、の可能性が強いんだろうという判断をしました方がいいという、そういう判断のもとに全体を殺処分した方がむしろその後の蔓延防止の確保といいますか、その際における関係者の判断は正しかったと判断に達したわけでございまして、私どもとしては、その際における関係者の判断は正しかったとし、それに従うことがむしろ適当であったろうと思つております。

なお、今お話ししました二頭は、その後さらに確認をしまして、やはり患畜であつたということが確認をされておりましたので、それをもちまして

もその判断は間違いかつたであろうと思っていります。

○小川勝也君 私もそれは了とせざるを得ないと思つています。

ただし、これ、蔓延とかスピードとか局長再三おっしゃいますけれども、なぜその二頭があるい

う意味で申し上げました。

それで、政務次官からの御説明よくわかりました。これからも、ロシアンルーレットという言葉を私は先ほど使いましたけれども、本当に農家の側に立つて考えますと、運が悪かったとしか言いうようがないと思うんですね。こういうときに、なるべく負担がないようなさまざまな制度の複合といいますか活用をお願いしたいと思うわけでありますが、今回、そのことで漏れたのが先ほどもお話を出した周辺農家、そして事態終息までさまざまなかたちでお手伝いをされた方々であります。

周辺農家はいわゆる家畜の移動の制限あるいは授精ということで、なかなか数字には出せないけれども少なからぬ被害をこうむつたという農家の当該農家のこともおもんばかり、今回の騒ぎで損をこいたともなかなか言ええない状況でござります。そして今回、本別町のことは延べ四千人のボランティアの方がさまざまなかたちで動いた。これは消毒であるとか交通の遮断等のお手伝いとか、さまざまあることがあるでしょう。そして、農家の方々やあるいは獣医さんの活躍もあつたかと思ひます。

いわゆる牛が人間よりも多い当該町村でこういう騒ぎが起きたということになりますと、町全体の騒ぎになるわけであります。これはいろんな形で支援といいますか補助というか、できると思ひますけれども、その辺も今後は御考慮を入れていただきたいわけでありますけれども、答弁がありましたがお願いをいたします。

○政府参考人(樋口久俊君) 今回も現実に宮崎と北海道における発生の後、畜産農家の皆さんが円滑に経営を継続できるということが最大私どもの念頭に置かないといけないことであろうというこ

ともございまして、消費対策から経営対策、あるいは家畜市場におけるいろんな対策を含めて総合的な支援対策というものを実施いたしました。まさに現在それが実施中のものもあるわけでございまして、最終的にはまだまだこの影響は、どういう事業が実施されたのかということは年度末に締めてみないとわからない部分がございまして、現在も実施中であると思つていただいて結構だと思います。

その場合に、発生状況に応じまして、あるいは現地での飼養の状況、そういうものを踏まえて的確な対策を打ちたい、こういうことを考えておりまして、あらかじめちょっと具体的にこういうことをと事前に申し上げるのはなかなか、むしろ柔軟性に欠けるんじゃないかなと思っておりますので、その辺で御理解をいただきたいと思いますが。

○小川勝也君 こういうことがありますと、先ほどお話しありました家畜防疫員とか、いわゆる公の方々だけで対処できないことがさまざまあるかと思います。

今後、今現在あるマニュアルの見直しという先ほどのやりとりもありました。もしこういうことがあったときには、こういう方々にも御協力をいただかなきやいけないというようなことも、いわゆるさまざまなかたちで見直しをしていただければというふうに思うわけであります。

そして、当然つきまとつるのは風評被害の問題であります。口蹄疫に感染した牛の肉を食べても人間には何の問題もないというそこまでの御説明もあるようありますが、風評被害というのはなくならないわけであります。この風評被害の対策で今回どんなことをとられたか、あるいは今後にはこういうことが活用できるということがあればお聞かせいただきたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) 若干ほかの話にわかつて恐縮でございますが、実は風評被害というこにつきましては、私ども、その前年にダイオキ

シンでホウレンソウとの関係で問題になつた経験がございます。そういうことも踏まえまして、一番大事なことは、これにかかわっておられる方を中心ではございます、当然消費者の皆さんを含めて、正確な情報を早くお流しするということが一番大切なことではなかろうかと思つたわけでございます。

したがつて、毎日いわば決まった時間にとにかく持っている情報をお示ししようじゃないかということで、何といいますか、新聞ぐらいの感覚で夕方何時に、たしか五時ごろだったと思ひますが、もうきっちり整理をした情報をお示していました。その中に、先生からいみじくも御指摘がございました、人間には被害はありませんということが、そのことが一番大事だと思っていました。

さらに、そのほかに、宮崎県と北海道を中心でございますが、具体的に生産者と生産者団体に御協力をいただくということで、流通している食肉あるいは牛乳については問題ないということをいろいろルート、チャンスをとらえておつしやつていただきましたし、さらに食品安全性を所管しておられる厚生省さんの協力も得ながら、私どもとしては、生産あるいは流通の関係の団体の方を再三、ちょっと具体的な数字で恐縮ですが、八回にわたりましてお集まりをいただきまして、その際も持つていてる情報をすべてお示ししたわけでございまして、そういうこともありまして、例えば消費サイドで風評被害が発生して、何か買わないとか口にしないというようなことが起きたというようなことは聞いておりませんし、その結果、一番心配をいたしました、例えば牛の取引価格とかいうものが変動しなかつたという事実をもつてそれは言えるのかなと。

そういうことがございますので、今回の経験か

ら身にしみて感じたということでございます。○小川勝也君 今回の口蹄疫は九十二年ぶり、それからこの家伝法に載つておりますさまざまなか畜の病気の種類、これを見ますと大変種類が多いというふうに思つたわけであります。

そして、大変拙な言い方になりますけれども、今回この宮崎県と北海道での騒ぎを経験したことは将来に確実にプラスになるだろうと、私個人的に思つた次第であります。例えば、検査技術あるいは起きたときの情報の管理の仕方、あるいはマニュアルの見直しをすることができる、あるいは地域が、国がどう対応したらいいかということが少しづつその能力において向上していくんだろうというふうに思うわけであります。

次は、口蹄疫の経験を生かしていろんなことに備えなければいけないわけでありますけれども、先ほど申し上げましたように、数ある病気の中で次は何が災いとして降りかかるかわからないう。この新たな畜に対する伝染病の対策といったしまして、今後の教訓として得られたこと、何か感想があつたらお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) 今回の口蹄疫でよく言われることは、やはり九十二年ぶりという言葉が使われるわけでございまして、まさに九十二年ぶりでございますが、やはり絶対ないということはないなということをまず私自身感じたわけでございました。

さらに見直すべき点はきっちり見直しながら、さ

らにこれに対する対応を十分にしていかないと、いけないと思つておりますし、一番のポイントは、いろんな知見とか能力はまだまだ高めないといけないと思いますし、高めることが可能だと思いまして、その点については必要な予算をお願いしたいし、私どもの中で特に学会なんかも相当協力をいただけるという体制になつておりますので、そういう面での御協力を仰ぎながら、さらに高めていくということにしていきたいと思っております。

○小川勝也君 話は次に移りたいと思いますが、これは今回のは伝染病でございますので特殊なケースでありますけれども、今、国民の関心など、やはり食の安全の問題だらうというふうに思つてあります。特に、最近は畑作物に関する遺伝子組み換え食品の問題あるいはポストハーベストの問題など、消費者の関心も非常に高まつてゐると思います。

そんな中で、やはり輸入食肉が最近非常にふえております。この間も宿舎の近くのハナマサなどいろいろと行ってみました。やはり輸入された肉が相当安いわけであります。肉を生産する農家の方々もいろんなことで頑張つておられるんだろうと思いますが、この価格の問題は一つあらうかど思いますが、もう一つは海外から輸入されている食肉の安全性に疑問を持つておられる消費者もいるということであります。

特に、この病気と無関係でないわけであります。が、病気が発生すれば今度は自分の家畜が病気にならないようにするために薬物を事前に投与する、あるいはそれが抗生素質であつたりするといふことがありますし、輸入の食肉のことがございます。これは日本産の、当然国内産の食肉のことがござります。これは日本産の、当然国内産の食肉のことがござりますし、輸入の食肉のことがございます。

消費者に対するメッセージで結構でございます。それで、こういう基準を持ってやつて、だから大丈夫だというふうなことで結構でございますので、御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) 家畜に使用されます薬といいますか動物用医薬品につきましては、もう先生御承知のとおり薬事法という法律で規制をいたしておりますし、また医薬品ではございませんが飼料添加物というものもございまして、これにつきましては飼料安全法という法律で製造から使用まで安全性の確保ということを行つていただけてございます。

具体的なことは今お話しございましたように省略をさせていただきますけれども、私どもとしては、こういう法律をきちっと運用するということは、病気はもちろんでございますが、それに派生して、こういうことの使用の関係でまた逆に安全性が疑われることがあつてはいかぬということです、その法律の規定に従つた運用については適切な対応をしていきたいと思っております。

なお、これらの規制措置につきましては、いずれも私どもの機関でござりますと県に畜産保健衛生所とというようなものも置いてございますし、関係団体あるいはそういうこれにかかる人たちにこうすることをきっちりと知つていただいて適正な運用を確保していくことが大事じやなからうかと思つております。

○小川勝也君 これは私だけかもしれませんけれども、やはり国内産の農業生産物、食肉等の方が安全性が高いような気がしてならないわけであります。

それとは関係ないところで、先般国会で成立させました新しい食料・農業・農村基本法の中で自給率を増大させるという文言がございました。さまざまな努力が農水省全体で行われていることは承知しております。そんな中で一番難しいのは、やはり食肉そして飼料の分野だらうというふうに思つております。

ちなみに、飼料あるいは食肉の現在のところの自給率の数字をお聞かせいただきたいと思います。

○政務次官(三浦一水君) 現在、お尋ねの自給率につきましては、平成十年度において、牛肉が三五%、豚肉が六一%、鶏肉が六七%、さらに飼料が二五%となつております。

○小川勝也君 これ一番大変な分野だということはよく承知しております。中川委員からも質問がありました。これ、食肉というのは、いわゆるたくさんのか合衆国と比べても國土のあり方が大分違うわけでありまして、さまざま農産物の自給率を少しずつ上げていく中で一番厄介な問題であるとうとうふうに思います。

この飼料の自給率も上げていって、消費者に、國民に安全な食品を提供していくことが未来に向けて必要だろうというふうに思いますし、先ほど大臣から御答弁がございましたので今回はお伺いいたしませんが、私からもつけ加えさせていただきたいと思うわけあります。

今回の家畜伝染病予防法、九十二年ぶりの口蹄疫を受けて一部の改正が行われたと。私いたしましては、先ほど申し上げたような本別町あるいは生産者の気持ち、これもお酌み取りいただきて、あるいは周辺の地域や自治体の苦悩もお酌み取りいただいて、早くさまざまな感染の原因とかルートとか特色を解明していただきて、必要な措置は与えられた知見の中で必要最小限にしていただきたいと思うわけであります。

今回、与えられた条件の中で早速この法改正に踏み切られたことに敬意を表させていただくとともに、これからも真実、真相の解明に御努力をい

ただいて必要な措置をとつていただきますように心からお願いを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○渡辺孝男君 公明党の渡辺孝男でございます。連して質問させていただきたいと思います。

まず最初に、本年、我が國で九十二年ぶりに発生しました口蹄疫と今回の法改正に関して質問をさせていただきたいと思います。

今回、北海道本別町の事例では、患畜等の屠殺、死体の埋却に関しまして大変混亂があつたというふうに聞いております。七百五頭の牛の処分に毎日何人程度の人員を要し、また何日ぐらいかかるのか、その点に関しても伺いたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) 今回、北海道で口蹄疫が発生しまして、直ちに蔓延防止ということで屠殺をしまして埋却をするという措置がとられたわけでございますが、七百五頭の牛の屠殺、殺処

分に、作業にかかわられた人たち延べ三百九十九人、このうち家畜防疫員は延べ百二十一人でございまして、作業日数はおおむね三日間であったということが一つでございます。

それから、あわせて、汚染されているもの、えさとかそういうものを含めて埋却処分を行つておりますが、作業人員は延べ二百七十三人、このうち家畜防疫員は延べ九十二人であります。作業日数はおおむね四日間であつたということを私どもは報告で聞いております。

○渡辺孝男君 今お話ありましたように、殺処分と埋却を合わせて、三日間と四日間、足して一週間ぐらいかかるて大変な人数を要したということでありますて、今、家畜防疫員の方々もそれに参加していただいたということでございます。私も家畜防疫員がどれぐらい道内にいらっしゃるのかわからぬんですけど、恐らく周辺の方々が協力をして参加していただいたのではないか、そのよう

こういう事例がございまして、今回の法改正では通行遮断の時間が四十八時間から七十二時間に延長される、また家畜防疫員の方々もみずから焼却の作業に参加できるというような法改正が含まれているものでございまして、それを急いでつくったということでありまして、私どもはこの法改正に賛成でございます。

ただ、念のためにお伺いしたいんですけれども、万一本的に法改正が行われても、例えば伝染病の発生が広範囲に起きてしまつたとかそういうことも絶対にないというわけにはいかないかも知れませんので、そういう異例の事態が万一起こった場合は法律で定めた通行遮断の期間をどうしても延長せざるを得ないというようなことも起こるのではないかというふうに想定上考えられるのではないかと思います。

今回、北海道の本別町の事例では、任意に、協力のもとに通行遮断等の時間を延長していただきたい、それで作業ができたというような話を聞いております。そういう意味で、そういう異例の事態を一応念のために念頭に置いて、そういう地域で任意に協力してもらいうような場合の協議のあり方とか手続とか、そういうものをミニユアル化したものをやはり念のために準備しておいて、そういう場合に円滑に対応ができるようにした方がいいのではないかと、私、今そのように考えるわけでございますけれども、その点に関しまして農林水産省のお考えをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) まず、七十二時間に延長をお願いしている趣旨をひとつお話をしたいと思います。

今回の対象になつております口蹄疫、一般的には非常に伝播力が強いということになつております。今回、たまたま通常言われているほど強くなかつたということが結果には幸いをしているとは思いますが、こういう病気を想定いたしまして、つぶつ方にあるわけですね。

ところが、通行遮断というのは、全くその対象の地域の中で住んでおられる方の日常生活まで固定をしてしまうことになりますから、片方、そこまで一体そういう生活をきちんとやつていいのだろうかということになりますから、片方の兼ね合いではなかろうかと思つてゐるわけでございます。

そうしますと、私どもが参考にしましたのが、動物より人間が重いと言つていいかどうかはちょっとわからぬんですけども、人命にかかわります病気でペスト等の感染症についてほぼ類似の規制がございまして、人間の場合で七十二時間までという規制がございますので、それを参考にさせていただいたのが一点。

それから、今回現実に対応した場合に、通行遮断も、最初から遮断をしてしまつたわけでござります、今回は、それはもうそういう前提になつておりますので。しかし、状況に応じては、例えは遮断までしないで一定の条件のもとに制限ということがあります。そういう意味で、そういう異例の事態を一応念のために念頭に置いて、そういう地域で遮断までしないで一定の条件のもとに制限ということもあります。ただし、それは入れさせていただいている法律の規定でそれは入れさせていただいているわけでございますが、七十二時間に完全にやつてしまつていうことであれば、まあ私どもの頭の中では考へられる、通常考へられる状態であれば対応できるのかなというふうにいろいろ考へてみますて、つまり、長い要求と短い要求といろいろ考へて考へられる、通常考へられる状態であれば対応できるのかなというふうに思ひます。

その次に、先生のお話は、さらに、何といいますか、もう想像できないようなことが起きたときには、恐らくミニユアルというよりは、通常の危機管理の中でそこまで一体頭の中に入れて私どもがいるのかどうかということではなかろうかと思ひます。

非常に申し上げにくいんですが、七十二時間で大丈夫でございますという法律改正をお願いして、それ以上もあるかもしれませんので想定し

ていますというのは、なかなかこの立場ではお話しできないんですが、この範囲内で精いっぱいやらせていただく。もし何かあつたら、私どものねらいはまさに蔓延させないということをございますので、それは、ちょっとこういう場所で使うのが適當かどうかわかりませんが、超法規的といふ言葉がよく使われますが、それはあるということを今は想定することはできませんけれども、それは状況によっては、最大目的が蔓延させないということでござりますから、その何といいますか、ラインで適切な対応をするという言葉でお許しをいただきたいと思いますけれども。

○渡辺孝男君 北海道の本別町の事例では、牛七百五頭を飼養している畜産家のところに口蹄疫が発生したわけで大変苦労したわけでございましたけれども、私もちょっとその頭数、どれくらいのものを飼っているのか。今回のこの家畜伝染病の改正にも、やはり畜産家の方々の経営規模が大きくなつたということが一つの背景がござります。

そういう意味でちょっとお尋ねしたいんですけどれども、飼養牛が千頭を超えるようなそういう畜産家というのが存在しているのかどうかわからなんですが、もしそういうデータがございましたら教えていただきたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) 手元にちょっと詳細なデータはございませんが、相当数多くあることを私どもは確認というか、もう現に私ども、あちらこちらでお邪魔したときに確認をいたしております。

○渡辺孝男君 先ほども答弁ございましたけれども、千頭を超えるようなそういう畜産家の方がおられる。そういう場合でも今回の法改正で十分対応できるということによろしいですね。

○政府参考人(樋口久俊君) せっかくの御質問でございますから、私どもはできるという前提でいろんな作業をやらせていただきたいと思っておりまますし、逆にそれ以上かかりますとむしろ伝播す

る心配がございますので、それはむしろ七十二時間かかるというよりは、それよりもっと短い時間で必要な措置を講じるということにしたいというのが適当かどうかわかりませんが、超法規的といふ言葉がよく使われますが、それはあるということが、それをあるといふことを今は想定することはできませんけれども、それは状況によっては、最大目的が蔓延させないということでござりますから、その何といいますか、ラインで適切な対応をするという言葉でお許しをいただきたいと思いますけれども。

○渡辺孝男君 牛の場合は千頭を超えるものもあるということが、そういう戸数が平成十一年のデータでは約二一・三%と大変多いわけでございますけれども、豚の場合にももしそういう伝染病が広がつた場合にはこの法律内で十分対応できる見込みなどかどうか、その点も確認したいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) 幸い、今回は豚については発生をいたしておりません。

しかし、現実の飼養形態を見ますと、いろいろデータから、例えば豚と牛を換算するときに一対四とか、そういう計算をいたしますけれども、かなり個体が小さいということと、まとまつた形で飼われているということがございますので、防疫措置を行う場合に豚についてもこの時間内で大丈夫じゃないかということは一応私どもとしては作業の過程で念頭に置きながら検討はいたしております。

○渡辺孝男君 この北海道の事例では焼埋却に要した自己負担額は一戸で一千円を超えたといふうに聞いておるわけでござります。幸い、今は北海道庁の方が特別に資金の支援をしたというふうなお話を聞いているわけでござりますけれども、この自給率を上げるために今までの粗飼料の自給率の向上が重要というふうに考えておりますけれども、この自給率を上げるために今後どのような対策を農林水産省としてとつていて、その点をお伺いしたいと思います。

○政務次官(三浦一水君) 飼料の増産を進めていますことは、我が国の食料自給率の向上につながるということはもちろんでございますが、家畜排せつ物の草地への利用にも一方でつながるのではないか、まことに重要な課題であると認識をしております。水田、畑におきます飼料作物の作付も、今回の事例を通して、農林水産省として家畜伝染病の被害に遭つた畜産家に対する新たな経営支援策を検討しているのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○政務次官(三浦一水君) 家伝法に基づきます家

畜死体の埋却につきましては、感染を防止するための必要不可欠な措置であるという認識から、国が二分の一を負担しまして所有者に交付をすることにいたしております。先ほど若干申し上げましたが、飼料の増産を図りながら、現在七七%であります飼料自給率を約九割、九〇%程度まで向上させることいたしております。

○渡辺孝男君 国産の稻わらの利用状況を見ます

と、すき込み等に利用されているものが約六割といたしましたが、そんなようなデータが出ておりますけれども、このすき込み等に利用されているものを飼料用に転用するような技術の開発といつもの進んでいるのかどうか、この点お伺いしたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) お話しございますように、現在、年間で九百万トンも国内で生産されていますが、その点しっかりと取り組んでいますけれども、豚の場合にももしそういう伝染病が広がつた場合にはこの法律内で十分対応できる見込みなどかどうか、その点も確認したいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) 幸い、今は豚については発生をいたしておりません。

しかし、現実の飼養形態を見ますと、いろいろデータから、例えば豚と牛を換算するときに一対四とか、そういう計算をいたしますけれども、かなり個体が小さいということと、まとまつた形で飼われているということがございますので、防疫措置を行う場合に豚についてもこの時間内で大丈夫じゃないかということは一応私どもとしては作業の過程で念頭に置きながら検討はいたしております。

○渡辺孝男君 この北海道の事例では焼埋却に要した自己負担額は一戸で一千円を超えたといふうに聞いておるわけでござります。幸い、今は北海道庁の方が特別に資金の支援をしたというふうなお話を聞いているわけでござりますけれども、この自給率を上げるために今までの粗飼料の自給率の向上が重要というふうに考えておりますけれども、この自給率を上げるために今後どのような対策を農林水産省としてとつていて、その点をお伺いしたいと思います。

○政務次官(三浦一水君) 飼料の増産を進めていますことは、我が国の食料自給率の向上につながるということはもちろんでございますが、家畜排せつ物の草地への利用にも一方でつながるのではないか、まことに重要な課題であると認識をしております。水田、畑におきます飼料作物の作付も、今回の事例を通して、農林水産省として拡大や国産の稻わらの飼料利用の拡大等のための施策を推進しているところでござります。

また、食料・農業・農村基本法を踏まえまして平成十二年四月に公表されました飼料増産推進計画の達成に向けて、関係者一体となりました飼料増産運動を推進しております。現在、県段階・市町村段階の飼料増産推進計画を策定しているさまざまなかでござります。これらを取り組みによりまして飼料の増産を図りながら、現在七七%であります飼料自給率を約九割、九〇%程度まで向上させる

ことを、すき込み等に利用されているものが約六割といたしましたが、そんなようなデータが出ておりますけれども、このすき込み等に利用されているものを飼料用に転用するような技術の開発といつもの進んでいるのかどうか、この点お伺いしたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) こういう国産の稻わらを有効に利用する技術開発について今後とも進めていただきたい、そのように思います。

次に、東アジアで今回口蹄疫が多発したわけでございますけれども、東アジアでの口蹄疫の予防等に関しましてお伺いしたいと思います。

今回、日本でも発生したわけでありますけれども、国際獣疫事務局、OIEは本年六月に東京で東アジア地域における口蹄疫に関するOIE緊急会議というものを行いました。アジアの対策等を検討されたというふうに聞いておりますけれども、この会議の概要について簡潔にお伺いしたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) 今お話をございました会議、本年六月に緊急に東京で開催をされておりまして、残念ながら中国は参加されなかつたのでござりますが、関係国が参加をしていろんな議論が行われました。

その結果、勧告が出されておりまして、その勧告の中では、国際機関とか東アジアの各国に対し、一つは発生農場での感染源決定のための組織立つたいろいろなケーススタディーをやるということが必要だろう、それから口蹄疫に関するサービスシステムを確立しなさいということ、三つ目は今回いろいろお話しになつておりますわらイランシステムを確立しなさいといふようなことを中心に勧告がなされております。

○渡辺孝男君 サーベイルアンスの件も検討されたということできますけれども、アジアにおける口蹄疫の防疫と撲滅のためには中国及び朝鮮民主主義人民共和国における的確な情報把握が重要であるというような指摘もなされているところであります。

○國務大臣(谷洋一君) 九十二年ぶりに起きましたこの口蹄疫問題につきましては、今後これから方針をお伺いできればありがたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) 私どもが承知をしております限りでは、英國、アイルランド、ベルギー

て、そのためには、ASEAN諸国はもうあちこちの国々が口蹄疫を持っております。そういうことを考えてみますと、いつまた日本に発生するかわからぬというふうな気持ちで、もう徹底的にやりたいと思っております。

十一月三日に韓国を訪問しましたが、そのときに着陸寸前にアナウンスがございました、日本からの牛肉は韓国には輸入できませんのでお断りいたしますと、こういう放送がございました。我々は口蹄疫問題が済んだと思つておりますけれども、やはり韓国ではまだまだ日本の状態を注意深く見守つておるんだなという感じを受けたわけであります。

我々は、日本の畜産農家のためにも起こしてはなりませんし、またASEAN諸国、世界のためにもこういう問題を撲滅しなきやならないという強い決心で農林省は当たつていかなきやならないと思っております。

○渡辺孝男君 今回の口蹄疫の原因ウイルスの中には、牛あるいは豚が、まあ牛の場合ですけれども、感染しても症状を出さないようなものもあるといふふうに聞いておりますので、こういう点に關しても、診断法の確立のためにアジア各国あるいはOIEの中できちんと取り組んでいただきたい、そのように思います。

この家畜伝染病に関連して、次は狂牛病の問題を少し質問させていただきたいと思います。

口蹄疫のウイルスは幸い人間には感染しないわけでありますけれども、家畜伝染病で人畜感染症の疑いがあり危険視されているものに牛海綿状脳症、いわゆる狂牛病があります。プリオントんばくの異常が原因であろうということでプリオン病とも総称されているわけであります。

そこで、農林水産省にまずお伺いしたいんですけれども、狂牛病の最近の発生状況について簡潔に教えていただきたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) 私どもが承知をしております限りでは、英國、アイルランド、ベルギー

等々、ヨーロッパを中心十二カ国で発生をいたしました。ヨーロッパを中心十二カ国で発生をいたしました。中心は英國で、一九九六年四月にWHOの専門家会議というふうに承知をしております。そういうことを考えてみますと、いつまた日本に発生するかございまして、これまで十七万頭余りの発生が報告されているということを承知いたしております。

○渡辺孝男君 次に、厚生省にお伺いしたいんですけれども、狂牛病患畜を原料とした食品によつて人にプリオン病が感染した可能性が否定できないという指摘がございまして、世界的に大きなパンニックを起こしたわけでございます。食品由来の可能性が否定できない新型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生状況についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(西本至君) お尋ねのこの新変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生状況についてございますが、これにつきましては欧州連合でございまして、欧州連合でございまして、一九九六年から一九九年六月三十日までに、フランスにおきまして疫学調査がなされておりまして、一九九六年から一九九年六月三十日までに、フランスにおきまして一例、イギリスにおきまして四十五例が死亡例として把握されております。

なお、この診断の基準というものがございまして、一つは特徴的な臨床症状を呈する、それからもう一つは、病理解剖をいたしまして脳全体に著明な海綿状の変化、あるいは花弁状、つまり花びら状でございますが、そういう変化が認められるということをもつてこの病気と診定するわけでござります。そういうものを基準といたしまして、死亡例のみが把握されているという状況でござります。

○渡辺孝男君 食品から感染する可能性ということで大変心配なわけでござりますけれども、なかなかこの確認というのがまだ得られていないようないいこともあります。

私はおきましても、一九九六年以来、念のために多発国であるイギリスからの牛肉等の関係食品の輸入自粛を指導してまいりました。同年、また、と畜場法施行規則を改正いたしまして、牛海綿状脳症を含む伝染性海綿状脳症の国内監視体制を整備いたしてあるところでございます。

ただいまのところ、先ほど申し上げましたように、人の感染は確認されていないという状況でございます。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢でございます。

○渡辺孝男君 今後とも情報収集にしつかり取り組んでいただきたいと思います。

ありがとうございました。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢でございます。

○渡辺孝男君 今後とも情報収集にしつかり取り組んでいただきたいと思います。

私は、北海道で発生が明らかになつた五月のこの委員会でされども、やはり北海道では移動制

限に伴い畜産それから酪農のサイクルが大きく狂うことが懸念される、ですから長期的な影響に対する経営支援が必要だということを指摘してまいりました。

そこで今回、この間、またこれからもですが、

移動禁止そして市場閉鎖、人工授精禁止に伴う経営への影響を農水省としてはどのように把握しているか、まずお聞きしたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) 今回、私どもとしては、口蹄疫が発生しまして、一つはその病気自体の蔓延を防がないといけないということです。まことに、育成農家の方で雌牛を育成して初妊牛として出荷されたり、そして他府県からも預かっている農家の方の場合、移動制限がかかった時期はやはり価格が高い春の分娩牛の素牛を導入する時期だったと。解除された後に一気に素牛を入れてやつたけれども、価格の低い夏の分娩にならざるを得なかつたと。そういう差がやはり一頭当たり五万円ほどになるそうです。ですから、一年で最も大事なときに入りできなかつた、これも数字で約五十頭分あるという指摘がされていますが、ですから金額にしたら約二百五十万円の収入減になるわけですね。こういう損害が出ています。

その結果、流通から、あるいは先ほどもお話ししました家畜市場等までいろんな対策を講じたわ

けでございますが、最終的な影響といいますか、それについては、まさに現在さまざまに講じまし

た対策の中で実施されているという部分もございまして、その結果がまとまらないと確たることは申し上げられないわけでございますが、私どもが

心配をして全体として対策を講じた中で、もちろん実施をされたものもございますが、一番例えれば心配をしました価格対策等についてはほとん

ど変動がなかつたということをございまして、影響については、一番最初に心配したほどなかつたけれども、最終的にどの程度の影響があつたかと

いうのはもうちょっと事業のねらいについている部分を見てみないとわからないというふうに考えておるところでございます。

○大沢辰美君 確かに市場価格は余り落ちなかつたという実証をされたんじやないかと思いますけれども、しかし私は実態で数例を述べたいと思うんですが、北海道の農家の場合特にですが、人工授精が禁止されて出産計画が崩れたと、ですか

ら、来年の二月、三月に予定されていた搾乳です

ね、これはもう数字で約四百頭ぐらいあるということを示されていますけれども、その見通しがな

いという指摘をされていますね。

もう一つ、育成農家の方で雌牛を育成して初妊牛として出荷されたり、そして他府県からも預か

っている農家の方の場合、移動制限がかかった時期はやはり価格が高い春の分娩牛の素牛を導入する

時期だったと。解除された後に一気に素牛を入れてやつたけれども、価格の低い夏の分娩にならざ

るを得なかつたと。そういう差がやはり一頭当たり五万円ほどになるそうです。ですから、一年で最も大事なときに入りできなかつた、これも数字で約五十頭分あるという指摘がされていますが、

ですから金額にしたら約二百五十万円の収入減になるわけですね。こういう損害が出ています。

これらの損害は、国の言われている緊急対策の

対象にならないわけですね。ですから、これは本

当に生産者がすべてかぶつてしまふことになりま

す。大変なことなんですね。だから、実態の調査を

まだしている部分があると言っていますけれども、私は詳しく被害の実態調査をして、今から

でも救済をする策を講じていただきたいと思いま

すが、いかがでしょうか。

○政府参考人(樋口久俊君) 今回いろんな影響、これを被害と呼んでいいかどうかはちょっとわからず、影響が出ているところはある

と思います。

その場合に、どこのどのような影響を例えれば国

が面倒を見る、あるいは支援をするかということになるわけでございますが、私どもとしては一番

のねらいは、畜産農家が経営を継続されるについ

てかなり直接的に出る部分と、それがある程

度、何といいますか、受認という言葉を使ってい

いかどうかわかりませんけれども、ある程度この

影響についてはみんなが全体として蔓延を防ぐた

めに受け入れていただく部分があるんじゃないか

と思っているわけでございます。

結果影響があつたんじやないかというお話をございましたので、例えばそれでお話をいたしますと、その種つけの行為を介して感染し、さらに二次的なありますか感染が広がっていく、口蹄疫が蔓延をするということを防止するためであつて、決して何といいますか、生産を抑制するとかということではないということで、ひとつ念頭に置いていただくと。

それから、対象になる期間が現実問題として限られた期間でございましたし、飼養されていた雌牛の頭数も見ましても、私どもとしては6%程度ではなかつたかということを聞いております。し

かともその期間、搾乳牛でございますと、例えれば留が延長されるわけでございますが、搾乳もされ

ておられる等々を考慮いたしまして、国として経営支援を行うということについては、かなり、先ほど言いましたコアの部分といいますか、それから離れているかなという判断がございまして、

今は離れているかなという判断がございまして、全体としての支援対策の中には入れてないということございます。

なお、そういう部分につきましては、逆に地元できめ細かい対応をしておられるということで、北海道で一定の支援措置をやられたということは聞いているところでございます。

○大沢辰美君 私は、この防止対策として行つたことを非難しているんじゃないんですね。ですから、これは、被害者として損失を出したその人たちに対する国の施策をこれからまだ考えられる、

予想されるわけですから、詳しく実態調査をして

その対策を講じていただきたいということを申し上げたわけです。その点を指摘しておきたいと思

います。

○政府参考人(樋口久俊君) お答え申し上げます。

今回、宮崎と北海道でまさに経験をいたしました農場でとどまつたのは、今、これまで答弁ありましたが、やはり隔離だと移動制限、

消毒などの初動防疫が徹底できたからだと私たちも思っています。ですから、飼養農家の防疫意識の高さが指摘されているわけですから、これら

の農家の努力を支えるためにも経営支援策を私は國の責任で制度化すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(樋口久俊君) お答え申し上げます。

今回、宮崎と北海道でまさに経験をいたしました

て、畜産農家が経営を継続することができるよう、消費対策、経営対策、家畜の飼料対策等々総合的な措置を講じるといふことで対応した

講じるときに念頭に置かないといけないのは、やはり発生状況に応じて対応するということです

ますが、現実に北海道と宮崎では同じ牛つい

て発生をしたわけでございますが、やはり違つて

おります。

もう一点、大規模農家の方、飼養農家の方の点

で、それとも、こういう人たちは口蹄疫の影響で

本当に、金額にしたら百万円から百五十万円の損失をこうむつたとはつきり言つてゐるわけですね。国が確かに緊急対策で六十億円の補償金を出したというけれども、そのことの恩恵はこうむらなかつたと。防疫は本当に國の責任なのに何もし

てくれないという指摘をされています。

これは、規模拡大が進む中で、私は移動制限によると、その種つけの行為を介して感染し、さらに二

次的なありますか感染が広がっていく、口蹄疫が蔓延をするということを防止するためであつて、決して何といいますか、生産を抑制するとかということではないということで、ひとつ念頭に置いていただ

かといふことではありませんけれども、この損害は共済の対象にもなりません。ですから、この損害は、何度も申しますけれども、生産者には何ら責任のないことです。

今回の侵入源は、農水省の調査でも中国からの輸入麦わらの可能性が一番大きいと、生産者個人では防ぐことができなかつた、むしろ国の検疫が不十分だつたために被害をこうむつた、私は被害者だと指摘をしたいと思います。

ですから、移動禁止、市場閉鎖、種つけの禁止等の移動制限による損害を私は幅広く賠償する経営対策を制度化すべきだと思います。今後、口蹄疫が発生したときに考へるといふのでは遅過ぎます。何ら今回の教訓を学んでいないことになりますから。

今回、この発生が宮崎三農場、また北海道では一農場でとどまつたのは、今、これまで答弁ありましたが、やはり隔離だと移動制限、

消毒などの初動防疫が徹底できたからだと私たちも思っています。ですから、飼養農家の防疫意識の高さが指摘されているわけですから、これら

の農家の努力を支えるためにも経営支援策を私は國の責任で制度化すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(樋口久俊君) お答え申し上げます。

今回、宮崎と北海道でまさに経験をいたしました

て、畜産農家が経営を継続することができるよう、消費対策、経営対策、家畜の飼料対策等々総合的な措置を講じるといふことで対応した

講じるときに念頭に置かないといけないのは、やはり発生状況に応じて対応するといふことです

ますが、現実に北海道と宮崎では同じ牛つい

て発生をしたわけでございますが、やはり違つて

おります。

そこで、先生から制度化してはどうかというお話をでございますが、こういう対策を現実と見比べてみますと、実際には発生状況とか発生地の家畜の飼い方、どのくらい、経営がどうなっているか等々を念頭に置かないといけないんですが、事前に的確に見通して、それによって対策を準備しておくということになつた場合に、むしろ私どもとしては、そういう固定的にやつてしまふと逆に柔軟性において欠けるんじやないかということございます。

先ほどもちよつと申し上げましたが、実際、北海道と宮崎では違つた対策になつてゐる部分がござります。例えば、宮崎につきましてはどちらかというと豚が多いということもありますので、そういうことにウエートを置いた対策を打つたわけでございますし、北海道の場合は酪農地帯で発生したということです。ざいますので、そこに主眼を置いていた。もうあらゆる場合を想定して制度化していくというのはむしろ柔軟性に欠けるような形になるということを考えれば、状況に応じて迅速かつ柔軟に対策を講じるとすれば、制度化するよりはその時点で具体的な対策を立てるというのがむしろ適切かなというふうに考えているところでございます。

○大沢辰美君 私は、やはりあらゆる場合に対応できる制度が必要だということをもう一度指摘したいと思います。

【委員長退席、理事岸宏一君着席】
先ほど、政務次官が経営支援による制度も検討していきたいという答弁も一部ありましたけれども、私はそのことも内容に入れさせていただいてやつていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それは、やはりEUなんかの経験でも学んでいたときみたいと思うんですけれども、これは九七年、九八年に豚コレラが発生したときに、移動制限地域内の農家に対する施策でしたけれども、例外的な市場の支持政策として助成が行われるわけですね。そこで養豚経営継続につながつた

という報告もあります。

だから、私は一万が一の場合にも畜産経営が継続できる制度をつくることを、今やはりこういう時期でございますので、指摘をして要望しておきたいと思います。

次に、今回の法律でわら等を指定の検疫物にしてることは、輸入検疫の対象とする今回の改正は私は当然の措置だと思います。それで、評価をしております。しかし、これで口蹄疫発生国の中のわら等の輸入が自動的に禁止されるわけではありません。このことに生産者はとても不安を抱いておりますが、法改正によってわらを介して口蹄疫の侵入をさせないという実質的な担保はありますか。

○政府参考人(樋口久俊君) 動物検疫で水際でいろいろな、何といいますか、規制をするということの場合に国際協定がございまして、そのラインに従つてやると。つまり、相手側に必要以上に求めることはできないということになつていて、耳に届いたかもしれません、一定の消毒をするということであれば、それはウイルスが殺されるという基準があるわけでございます。

逆に言いますと、我々はそれを満たさないものは入れないとということをルール化するためにも今回この法律の規定を盛り込ませていただいて、その中でわらを指定検疫物あるいは必要に応じては輸入禁止にする、そういうことにしていいといけないんではないかと思つております。そこで、口蹄疫非清浄国であればストレートに全部輸入禁止にするということは、なかなか国際協定の上からそういう規制はできない。その中で最大限とれる手法がやれるように今回の改正をやらせていただきたいということです。

だから、私は、先日、飼料会社の方の話もお会いして聞いたんですけども、現地を見てきたと。消毒されたものと、隣の未処理のものが積んであつたと。未消毒のわらなどで汚れたままの作業員が消毒済みのわらの作業にも当たつていたと、いうことを極端に言わざいました。ですから、これはもう一つ、極端な例でしかれども、コストを下げるためにコンテナの入り口だけ薫蒸したものを積んで、あとは未処理ということもやられるという話を聞きました。

ですから、今回法改正だけでは私は安心できません。だから、法改正と同時に私は省令改正も行つて、口蹄疫発生国からの今申し上げましたわら等の輸入禁止措置がとれるようにしていただきたいと、もう一度指摘をしたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) お話をございましたことは、実は私どもはむしろそういう確認をしたいと思っておるわけでございまして、これは、この法律が通りました後に、具体的に中国サイドと交渉するわけでございまして、現在、もし御指摘のごしましたような心配があり、現実に行つてみてそういうことになるということは避けなきやいかぬわけでございますので、例えば、今お話をございました、どこかで消毒したやつと消毒しな

入可能ということに私はなるんじゃないかなと思います。

だから、実際に今回我が国で口蹄疫が発生している真っただ中、そのときでも中国の工場では蒸熱処理が不十分だったことが発覚していますよね。これは検査官が処理場の温度記録を見て発見したものでけれども、植物防疫上の問題でなければ、中国では十二施設で日本の三人の検査官が見ていたわけですが、やはり常時監視できるわけではないと思うんですね。ですから、こんな体制では私は動物検疫でもわからないと思うんです。

だから、私は、先日、飼料会社の方の話もお会いして聞いたんですけども、現地を見てきたと。消毒されたものと、隣の未処理のものが積んであつたと。未消毒のわらなどで汚れたままの作業員が消毒済みのわらの作業にも当たつていたと、いうことを極端に言わざいました。ですから、これはもう一つ、極端な例でしかれども、コストを下げるためにコンテナの入り口だけ薫蒸したものを積んで、あとは未処理ということもやられるという話を聞きました。

ですから、今回法改正だけでは私は安心できません。だから、法改正と同時に私は省令改正も行つて、口蹄疫発生国からの今申し上げましたわら等の輸入禁止措置がとれるようにしていただきたいと、もう一度指摘をしたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) お話をございましたことは、実は私どもはむしろそういう確認をしたいと思っておるわけでございまして、これは、この法律が通りました後に、具体的に中国サイドと交渉するわけでございまして、現在、もし御指摘のごしましたような心配があり、現実に行つてみてそういうことになるということは避けなきやいかぬわけでございますので、例えば、今お話をございました、どこかで消毒したやつと消毒しな

いものとまざつてしまうみたいなことを避けなきやいけないわけでございます。

そういうことがないような施設にするということを我々は、そういうことを含めて交渉の中でも要請をしていく、まさかせつかく消毒したのに消毒しないものと接触して、何のためにやつたかわからぬというようなことがないようなシステムを中国側に受け入れてくれるようになります。うふうなことを考えておるわけでございまして、その成果を省令を含みますいろんな手続の中に盛り込みたいと思っています。

○大沢辰美君 中國の問題については、それはもう当然のことだと思うんですが、やはり省令の中に入れるべきだという意見でございました。これは検査官が処理場の温度記録を見て発見したものでけれども、中国では十二施設で日本の三人の検査官が見ていたわけですが、やはり常時監視できるわけではないと思うんですね。ですから、こんな体制では私は動物検疫でもわからないと思うんです。

だから、私は、先日、飼料会社の方の話もお会いして聞いたんですけども、現地を見てきたと。消毒されたものと、隣の未処理のものが積んであつたと。未消毒のわらなどで汚れたままの作業員が消毒済みのわらの作業にも当たつていたと、いうことを極端に言わざいました。ですから、これはもう一つ、極端な例でしかれども、コストを下げるためにコンテナの入り口だけ薫蒸したものを積んで、あとは未処理ということもやられるという話を聞きました。

ですから、今回法改正だけでは私は安心できません。だから、法改正と同時に私は省令改正も行つて、口蹄疫発生国からの今申し上げましたわら等の輸入禁止措置がとれるようにしていただきたいと、もう一度指摘をしたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) お話をございましたことは、実は私どもはむしろそういう確認をしたいと思っておるわけでございまして、これは、この法律が通りました後に、具体的に中国サイドと交渉するわけでございまして、現在、もし御指摘のごしましたような心配があり、現実に行つてみてそういうことになるということは避けなきやいかぬわけでございますので、例えば、今お話をございました、どこかで消毒したやつと消毒しな

いものとまざつてしまふみたいなことを避けなきやいけないわけでございます。

そういうことがないような施設にするということを我々は、そういうことを含めて交渉の中でも要請をしていく、まさかせつかく消毒したのに消毒しないものと接觸して、何のためにやつたかわからぬというようなことがないようなシステムを中国側に受け入れてくれるようになります。うふうなことを考えておるわけでございまして、その成果を省令を含みますいろんな手続の中に盛り込みたいと思っています。

○大沢辰美君 中国の問題については、それはもう当然のことだと思うんですが、やはり省令の中に入れるべきだという意見でございました。これは検査官が処理場の温度記録を見て発見したものでけれども、中国では十二施設で日本の三人の検査官が見ていたわけですが、やはり常時監視できるわけではないと思うんですね。ですから、こんな体制では私は動物検疫でもわからないと思うんです。

だから、私は、先日、飼料会社の方の話もお会いして聞いたんですけども、現地を見てきたと。消毒されたものと、隣の未処理のものが積んであつたと。未消毒のわらなどで汚れたままの作業員が消毒済みのわらの作業にも当たつていたと、いうことを極端に言わざいました。ですから、これはもう一つ、極端な例でしかれども、コストを下げるためにコンテナの入り口だけ薫蒸したものを積んで、あとは未処理ということもやられるという話を聞きました。

ですから、今回法改正だけでは私は安心できません。だから、法改正と同時に私は省令改正も行つて、口蹄疫発生国からの今申し上げましたわら等の輸入禁止措置がとれるようにしていただきたいと、もう一度指摘をしたいと思います。

○政府参考人(樋口久俊君) お話をございましたことは、実は私どもはむしろそういう確認をしたいと思っておるわけでございまして、これは、この法律が通りました後に、具体的に中国サイドと交渉するわけでございまして、現在、もし御指摘のごしましたような心配があり、現実に行つてみてそういうことになるということは避けなきやいかぬわけでございますので、例えば、今お話をございました、どこかで消毒したやつと消毒しな

ましたように、規制を強化するという面があるわけがでございます。
そこで、じゃ一体、片方でなるべく早くという要求と、規制強化についてはある程度の周知期間が要るだろうということをどこで折り合いをつけらるかということをございますが、これはこういう作業の一般的なやり方だと思いますけれども、最近の立法例を参考にしながら対応していくといふことが適当であろうということになりました、ちよつと、全部法律を御紹介するのは省略をいたしまして、まずけれども、幾つかのこういうたぐいの、新たに規制をするときの周知期間を置く、片方は早くやらぬといかぬという事例で十日間というものが、幾つかございましたので参考にさせていただきました。
なお、一つだけつけ加えさせていただきますと、この法律が通りましてすぐ、何といいますか、移動制限がされるとかいうことはなくて、この法律が施行されてから、具体的に発生してから移動制限がされるということでござりますから、施行の効力を発してすぐ規制がかかるということではないということを一点御理解をちょうだいしてほしいと思います。
それから、海外から入ってまいりますものにする規制は、当然これは国際的に相手側に通告する期間等々必要な期間はこれはやらぬといかぬ、あるいは省令で必要な周知期間を置かなきやなぬ、これはルールになつていますので、法律の施行から若干の周知期間は置かれることになるうございます。それは海外への通告の時間等を合めてととなりますので何日であるということを今しあげられませんけれども、ある程度の周知期間が置かれますので、その中で我々としては両方要求をできるだけ満たした期間、規定になつてることを御理解いただきたいと思います。

庫や施設の消毒義務を課すという点では、今まではできなかつた。今度はやれるようになつてくるわけですね。そうしますと、改正法による防疫の適用方針と、汚染されたおそれのある物質の特定、この種のことについてはあらかじめ関係者で明確にして協力を求めていくということが大事だろうと思うんですよ。

ですから、局長、そういうことはきちんとやっていかれるだろうと思ひますが、そのところをきちんとやつていただきませんと、問題が起きたときに紛糾が起こる可能性があります。時と場合によつては訴訟なんかになる可能性だつてありますよ。そういうときに敗訴にでもなつてみてごらんなさいよ。第一線の部隊はもう意氣消沈してこの種の仕事はきつとやれるようない状況になつていかない。それだけに、その種のことについては重々ひとつ留意をしていただきたいということを、この際、お願いをしておきたいと存じます。

また、これまでの例から見て、新法施行で民間の協力を得るにはどんな問題点があるか、簡潔にひとつ御指摘いただけますか。

○政府参考人(樋口久次君) 今回の種々の対応をしました中で、民間の協力、当然関係団体とも協力しないときちつとした対応ができないと、これはもう全くそのとおりでございますが、幾つか御紹介をいたしますと、一つは、やはり防疫措置のためにどこにどういう人たちを何人配置するかというは、これはなかなかすぐにマニュアルはあってもA足すB足すCというふうに出てまいりますので、そことところがなかなかどうするかせんので、そのところがなかなかどうするかと。時間がかかつたなという感じをどうするかと。

それからもう一つは、殺処分、埋却について、やはり現実に起きてみますと、どこに埋めるか何かといふのはなかなかすぐには機械的には決まらないといふこともあります。そういう点についてあらかじめ、大事なことなんだと、頭に置かなといけないよというようなことをどういうふうに定めていくか、そういう点が民間等あるいは関

○谷本巍君 次に伺いたいのは、開業獣医師との協力関係についてであります。
家畜の伝染病対策で欠かしてはならぬのは獣医師さんの協力であります。宮崎の口蹄疫の第一の発見者が第一線の開業医でありますし、それからこれまで各地に発生した豚コレラの例を見てもまたしかりであります。
今回の法改正は、家畜防疫の第一線の主役ともいうべきこの開業医師、これはどう評価し、改正案にどう位置づけておるか、簡潔に承りたい。
○政府参考人(樋口久俊君) 民間獣医師の皆さんから当然協力を受けないと、これはもう十分な措置はとれないというのはおっしゃるとおりでございます。
ただ、今回の規定の中でそこは、具体的にその点についてだけ規定するということは実はございませんけれども、もともとこの法律の中では、必要な民間獣医師の方がおられたら、それは例え県の臨時の職員に発令をした上で家畜防疫員に対する、そのことで第一線でいろんなかわりをしてもらうという規定が既にございますので、そこをよく活用するということで対応するというふうに私どもとしては考えているところでございます。
○谷本巍君 局長、これはある県と申し上げておきますが、ある県の個人の診療獣医師百四十名がことしの会計年度末の切りかえで全員家畜防疫員を返上させられたという話を私、耳にいたしました。
そこで伺いたいのは、去年の十二月三十一日の家畜防疫員の数は五千八百名であり、そのうち民間団体が千四百、個人診療が八百五十となつております。つまり、民間の獣医師さんもかなり家畜防疫員になつているなどというような状況が見られました。
そこでお願ひしておきたいのは、都道府県別の

ことしの四月の以降と以前までの地方公社團体、民間団体、個人診療別の家畜防疫員の状況、数字、これを後ほどで結構でありますからお示しいただきたいということをお願い申し上げておきます。よろしいですね。

○政府参考人(樋口久俊君) 今の御質問のとりますかお話のは私の手元にございませんので、先生と相談しながら御報告するようにしたいと思いますが。

○谷本巍君 もう一つ、私、法律の専門家ではありませんから何とも言えない点はあるんですが、ちょっと合点がいかない点がございます。

それは、家畜伝染病予防法は法定届け出伝染病の対象動物として、例えばイノシシとかシカ等々を挙げております。ところが、獣医師法の第十七条を見てみますというと診療業務の制限をしておりまして、牛、馬、綿羊、ヤギ、豚、犬、猫、鶏等の飼養動物を制限解除しております。

この二つの条項を見てみると、どうやらシカとかイノシシなどは診療業務制限の解除を受けていいのだと。獣医師さんがこの診療に当たることができないという状況があるんだなというぐあいに読めるんです。この点、当局はどう解釈しておるか。

また、家畜伝染病予防法との絡みで基本的な見直しが必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(樋口久俊君) 今の関連で二つお話をしたいと思います。

一つは、獣医師法で動物を限つておりますのは、それの掲げられております例ええば牛とか豚とか犬とか猫とかということしかやつてはいけないということではなくて、つまりそれをやるべきは獣医師さんじゃないといけないよという規定でございまして、獣医師さんがほかのことをやるのは別に妨げられていないということでございますので、若干今の先生の御質問には違つたお答えをすることになろうかと思います。

つまり、繰り返して申しわけないんですが、獣

医師さんがそれ以外の動物をやつちやいけないと書いてあるわけじゃなくて、それをやるときはほかの人があやつちやいけないという規定にむしろなるということです。

それから、伝染病予防法で書いてございますのは、決して営業的にやるとかやらないとかということではございませんで、例えば典型的にはシカ

とかシカを持つてくるときに、それが口蹄疫の汚染国からだつたらそれはチェックするということをございまして、規定の上で双方が重なり合わないやならない、あるいは重なることを予定されてございます。牛を自分の土地に埋めることができなかつたといふ例が生まれております。牛も多頭化しています。

○谷本巍君 局長、そうだとしますと、獣医師法の第十七条の規定の中にシカとかイノシシ、これを含めていいんじやないかと思うんですよ。シカにしてもイノシシにしても最近飼育するというやつが随分出てきおりますから、その点はひとつ検討いただけませんか。

○政府参考人(樋口久俊君) 実は先生おつしやいましたとおりでございまして、どういう動物が獣医師法で掲げられているかといいますと、通常の形態として、たくさん飼われていて、よく病気になつて、いろいろ治療が行われているなというものはまさにここで指定するということでございまして、私どもはこれ以上広げないとそういうふうに予断を持っているわけではございません。おつしやいましたように、シカとかイノシシが相当数ふえて、そこでちゃんとした治療が行われなければほかの例えば隣のシカに影響を与えるとか隣のイノシシに与えるというようなことになりましたらそれは当然指定をしないといけないわけでございまして、そういう動物の飼育が一般に定着するようになつているかどうかという判断でございますので、そうなつたら当然指定をされないと、こうしたことになろうかと思つております。

すけれども。
○谷本巍君 次に、三浦政務次官に伺います。

患畜の屠殺処理用地の確保にかかる問題であります。

今般の口蹄疫の発生で隣近所の反対で屠殺した牛を自分の土地に埋めることができなかつたといふ

うのが生まれております。牛も多頭化しています。

が、豚の場合には千頭、二千頭というやつが結構あります。

あります。特に都市近郊の場合がそ

うではないでしょうか。

ありますから、都道府県にどんなその点についての検討をさせているのか、また、政府はどん

か。

○政務次官(三浦一水君) 患畜等の死体の焼却地

あるいは埋却地その他を事前に確保することは実

態問題として困難であると考えております。事前

にそのような場所を想定しまして、そして整理し

ておくべきこと、このことが非常に大事だといふ

ことで指導しているところでございます。

先般もその際の留意事項につきまして各都道府

県に通知をしたところでございますが、今回の法改正を機に、改めて一つは公有地の埋却候補地や既存の死亡家畜処理施設、いわゆるレンダリング施設でございますが、焼却施設のリストアップを行なうこととしております。

また、発生時の相談窓口の確認や事前説明等の具体的な事前準備の考え方を示しまして、万一の発生時に迅速な対応がとれるよう各都道府県の体制整備を促すこととしたと考へております。

以上でございます。

○谷本巍君 次に、政務次官に補償範囲の問題について伺いたいと存じます。

つたなら関係農家はどの程度の負担を余儀なくさ

れたであろう。

北海道の場合でいいますというと、自己負担が一千円を超えただらうと、こう言われております。規模拡大をやつて借金がどつさりあるところへ今度は一千万ということになつてきますといふ可能性があるというふうに言つてよからうと存じます。

問題は、現行法と今の改正案の両方とも、この種の処理問題については原則所有者責任処理といふことになつてゐるんですね。昔と違つて畜産はどんどんどんどん多頭化していきますよ。そして、外国との関係についても、物の往来については非常に激しくなつてまいりました。それだけに、この種の伝染病というのがいつ出てくるかわからぬという不安というのがつきまとつておるわけでありまして、そういう点では多頭化という時代であるから、自治体がかぶらなきや関係農家がつぶれてしまふから、この所有者負担の原則といふ

なんかなつても所有者負担分を自治体持ちにしたといつたような例等々が出ておるわけです。

でありますから、この所有者負担の原則といふのは、どうやら見直しを余儀なくされる時期に來たのじやないかと思うのですが、その点いかがで

しょうか。

○谷本巍君 ありがとうございます。事実上、所有者責任処理というのをどう軌道修正していくかというような当局の判断として受け取らせていただきまして、最後に豚コレラワクチンについて局長に伺いたいと存じます。

従来から、豚コレラワクチンの接種は豚丹毒とのコンバインワクチンを使用してまいりました。

ということから、豚コレラワクチンをやめた農家には豚丹毒ワクチンへの補助金を支給してお

ります。ところが、十月一日以降、知事の承認で行なう豚コレラワクチンを希望する農家に対し、豚

丹毒ワクチンの補助金を出さないことにいたしました。これではどうも不公平なのではないかと思

うのだが、いかがでしようか。

○政府参考人(樋口久俊君) お答え申し上げま

す。

これについては、先生のところへ今のようなお

話で情報が届いているとすれば、実は私どもとし

てはもう少し丁寧にお話をすると必要があつたのか

ということをお聞きして思つたわけでございま

すが、いずれにしても、このちょっと経緯を御説

明した方がいいとと思いますので。

これまで、お話をございましたように、豚コレ

ラのワクチンの八割、ほとんどは豚丹毒ワクチン

と一緒に接種をされていたということはおつしや

るとおりでございます。また、丹毒そのものを单

味、つまりそれだけで接種をする場合も、通常は

これらのワクチンと一緒に、機会として一緒に打

つということが通常でございました。

今回、豚コレラのワクチン接種そのものを中止

するというときに、今のように一緒に打たれた

あるいは機会としてほとんど似通つたときに

このために、円滑な蔓延防止措置の実施が生産者全体の利益になるという観点から、生産者が共同して行なうという前提の中で、互助基金の創設によりまして発生農家の負担の軽減を図る仕組み、国としての支援措置も検討してまいりたいということでお考えしております。

○谷本巍君 ありがとうございます。お答え申上げました。

平成十二年十一月十五日印刷

平成十二年十一月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K